

第4回 クリーニング師研修等事業 WG

平成22年12月20日

参考資料1

# 第3回 クリーニング師研修等事業 ワーキンググループ

## 議事録

○奥田課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「第3回クリーニング師研修等事業ワーキンググループ」を開催させていただきます。

本日、小宮山構成員と前野構成員は、御都合により欠席されております。なお、小宮山構成員の代理として全国生活衛生営業指導センターの桑原研修部長に出席いただいております。

それでは、始めに資料の確認をさせていただきます。

一番始めが座席表。

2枚目が、会議次第。

3枚目が、資料1として、「クリーニング師研修等事業 指摘事項及び対応案」。

その次が、資料2として、「クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書（素案）」。

次が、参考資料1としまして、「第2回クリーニング師研修等事業ワーキンググループ議事録」であります。なお、この議事録につきましては、事前に構成員にお送りして、修正意見をいただいて、反映しております。

資料は、以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますよう、お願ひいたします。資料の方、よろしいでしょうか。

なお、本日のワーキンググループは公開で行われておりますので、念のため申し添えます。

それでは、以下の進行を芳賀座長にお願いいたします。

○芳賀座長 皆様、本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、これまでの議論等を踏まえ、ワーキンググループの報告書（案）を議論していただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題（1）クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書（素案）等について事務局より御説明をお願いいたします。

○三川課長補佐 それでは、事務局より御説明いたします。資料につきましては、資料1及び資料2をごらんいただければと思います。

資料1を開いていただきますと、横長の表になっておりまして、一番左側が現行の状況で、その隣が、事業仕分けの場で指摘された事項を抜粋して記載しております。その隣が本ワーキンググループでこれまでの議論等で出てきました指摘事項を記載しておりまして、最後の一番右側が対応案ということで、私どもの方でまとめました対応案を記載しております。

資料2の報告書につきましては、報告書とこの横の表とほぼ内容が同じでして、この表の内容を報告書にしたという形になっておりますので、まず、表の方を説明させていただきたいと思います。あと、付け加えますと、一番左側、一番細い欄ですけれども、こちらは、最初に論点で示したところをここに記載しております。表の全体の説明は以上になります。

まず、1ページ目。「クリーニング師、業務従事者に期待される役割」、また、「研修・講習事業の在り方について」というところですけれども、現行のところと事業仕分けとワーキンググループでの指摘事項につきましては、今までの話ですので、割愛させていただきます。それで、対応案ということで、一番右のところを重点的に説明いたします。

まず、クリーニング業界は、技術革新、消費者、経営環境、法規制等の環境変化が毎年のように発生しているという状況でございます。

制度の改善といたしましては、クリーニング師につきましては、総合的な知識を必要とされていることから、定期的な研修が必要ではないか。また、クリーニング師が実質的な責任者と今通知等で記載しておりますけれども、こうしたことを考えますと、一つのクリーニング所に複数クリーニング師がいた場合には、全員が研修を受ける必要があるのかどうかということを記載しております。

次に、大きな法改正を要するような事項ということですけれども、業務従事者につきましては、クリーニング業務に関する衛生管理を行うことになっておりますので、すべての業務従事者は一定の講習を受講する必要があるのではないかと考えております。ただ、現行の業務従事者講習は、5人に1人受講しなければならないことになっておりますけれども、ここについては合理的な理由がないのではないか。そこで、この公衆衛生に関する知識等を全員必要とするのか。また、必要とするとしても、それが国の制度として位置づける必要があるのかということについて議論が必要ではないかとしております。

また、現在の制度では、クリーニング師が必置ではないという取次所につきましても、取次所でのトラブル、窓口等でのトラブルも発生しておりますので、取次所においては、最低1人は管理的な立場から定期的に講習を受けるという仕組みとするのが適当ではないかとしております。

次に、2ページ目です。具体的な研修、講習の科目につきましてですけれども、この研修については、利用者または消費者の視点からの研修や、受講者であるクリーニング師が望むような研修が求められていると思っております。また、クリーニング業を含みます生活衛生関係営業は、国民に対して常に衛生的で安心できるサービスを提供すること、地域社会への貢献が求められているということですので、研修、講習の内容といたしましては、クリーニング師、業務従事者、また、クリーニング業界全体で求められているものを研修、講習で実施することが必要ではないかと考えております。

以上のようなことを考えますと、内容の見直しといたしましては、研修、講習の科目に、平成16年に行いました法改正の内容とか、消費者行政、営業者の観点でのカリキュラムの見直しが必要ではないか。また、その内容につきましても、時代に即した内容が求められているのではないかというので、時代に応じたテキストや副教材を作成する必要がある。また、新規の受講者と継続の受講者については、差を設けてはいかがかという話もありますので、継続の受講者につきましては、新しい課題を重点的に研修することというのはどうかと考えております。

続きまして、3ページ目「研修、講習成果の確認」ですけれども、現在は、修了証書を交付することになっておりまして、著しく成績の不良なものについては、修了を認めないなどの措置を講ずるものという話がありますけれども、今後、研修の修得具合を適切に評価する必要があるのではないかと考えております。その修得具合を評価する方法としては、出席者によるディスカッションとか、議論をしていただいて、実践的な内容で評価をするというのと。あとは、消費者に対するアピールという話もありまして、修了証書に関して掲示をするとか、消費者に対する情報開示を行うのはいかがかということを考えております。

研修、講習の時間ですけれども、新規の受講者と継続の受講者で求められているものが若干違うのではないかということもありますので、継続受講者につきましては、新しい課題等を重点的に研修し、また、講師の指導下でのレポートや意見交換、ディスカッションを行って、実践的な内容とするというのはいかがかと。また、研修、講習を行うに当たっては、実施の曜日、また、実施場所を多様化して、受講者に配慮した体制に努めるとともに、また、今は2型研修と呼んでおります通信制について、その活用を図るのはいかがかと考えております。

4ページ目の中段ですけれども、講師についてということですが、講師につきましては、講習内容に応じて適切な講師を選任するというのと、あと、講師相互の意見交換等を行いまして、講師の資質向上、また、講師間の格差の解消に努めることを考えております。

あと、DVDの活用など、既に行われていることもありますけれども、統一的な教材を活用するのもいかがかということを考えております。

続きまして、5ページ目。「研修、講習の実施機関、受講料」につきましてですけれども、現在の制度は、厚生労働大臣が定めております基準、講習の内容や時間等を決めておりますけれども、これに従いまして、都道府県が実施機関を指定するという仕組みになっております。

ですので、これにつきましては、この仕組みは妥当ではないかと考えております。また、この講習自体は、すべて受講者からの負担に基づきまして実施しておりますので、今後もこの受講者数に応じた適切な受講料とする必要ではないかと考えております。

「行政の指導監督の在り方」につきましては、現在でも、受講者への受講促進はできるということになっておりますけれども、さらに、事業者団体や保健所、都道府県、市町村も含めて、今回の改革の内容を踏まえて、受講促進の呼びかけを徹底していただくのはいかがかと考えております。

「その他」ですけれども、ワーキンググループの指摘の中ありましたことですけれども、現在、研修受講者数を把握するとか、その研修の実態をはっきりと把握し切れていないところがありますので、まず、受講者数の把握ということで、公的な何か統計を整備することについて検討をしてはいかがかと考えております。

受講者の講習後の意見を集約いたしまして、アンケートを実施するなどして、継続的に講習の改善を図るようにしてはいかがかと。これを考えております。

資料1の説明は、以上でございます。

資料2の全体の流れを簡単に御説明いたしますと、資料2の1ページ目。こちらは、まず「はじめに」ということで、今回、このワーキンググループを開催するに当たっての経緯を記載しております。次の2の「現状」につきましては、1回目のワーキンググループの中で出させていただきました現状について記載しております。まず(1)として「クリーニング師について」ということで、人数とか、どういう役割を果たすものとかということを記載しております。

2ページ目は、「業務従事者について」ということで、業務従事者の役割とか、どういう経緯で講習を受けることになっているかということを記載しております。

2ページ目、(3)ですけれども、研修、講習についてということで、科目、時間数、また、その指定の手続等について記載しております。

3ページ目の下の方、在り方についてということで、大枠の話を書いておりますけれども、最初に、毎年のように環境の変化がありますという話と、消費生活相談の件数のことも記載しております。

また、それに関しまして、報告書の後ろの方に、7ページ目に「クリーニング業界を取り巻く環境の変遷」ということで、研修、講習の開始をいたしました1989年ごろから昨年2009年に至るまで、どういうことが関連する事項としてあるかということをこちらに記載していますけれども、こう記載してみると、毎年のように、何らかの関連する事項があるかなということがわかるかと思います。

また、次の8～9ページは、消費生活相談件数の推移を示しております。8ページは、全体の相談件数の方は、多いときで1万件を超えていて、最近は8,000件ぐらいであるけれども、順位をいたしましても、1位から一時は21位まで下がったのですけれども、最近14位に上がりましたという話。

9ページの方は、それぞれ分類ごとに見たランキングを見ますと、安全衛生、品質・機能などについては、ずっと1位ということを記載しております。

すみません、戻っていただきまして、4ページ目で、クリーニング師は定期的な研修が必要ではないかとか、先ほどの資料1と同じような内容をこちらの方に記載しております。これ以下につきましては、5ページ目の「おわりに」の前までが同じ内容を記載しております、5ページ目、最後のところで、「おわりに」ということで、本報告書をとりまとめましたということで記載しております。

資料2の報告書の素案につきましては、以上でございます。

○堀江生活衛生課長 生活衛生課長でございます。ちょっと追加的に申し上げたいと思います。

その前に、前回、私いろいろな国会用務等がございまして、欠席したことをお詫び申し上げます。

今、三川の方から説明があった話、この仕組みについて、各論と全体の話が大事なんだろうと思うわけであります。そもそもその話を申し上げますと、5月24日の行政刷新会議の評価結果で、クリーニング師研修等事業については、廃止と言われたわけでございまして。それに従ってそのままの形にするのか、あるいはそうでないようにするのかということで、この検討会をつくっているわけですから、結果として、廃止するのか、廃止しないのかというところを、結論を出さなければいけないと思うわけであります。

ところで、ここでの検討ワーキンググループの中で、ある意味各論的に、さあ、教科書はどうだ、先生はどうだ、時間はどうだ、それから、何年間に一遍やるのはどうだというのを見ていくと、こういうような議論がなされましたねというのが、今まさに素案として出させていただいたものでございますし、その前に、そのプロセスをワークシートみたいにして、こういうような指摘もあって、こういうような考え方があり得るのではないだろうかというふうにしてきたわけであります。

課長補佐の方に説明させたのをお聞きいただいた上で言うのも申しわけないのですが、私の感じからしますと、先ほどの報告書（素案）、資料2の7ページに「クリーニング業を取り巻く環境の変遷」という年表を、これは今日のために準備したものでございまして、実は、後ほど、管理理容

師・管理美容師についても、似たような年表もつくってみているのですけれども、非常に簡単に申し上げますと、理容師・美容師の方はどちらかというとその方の技能というところに重点があつて、それがきっちりできるかなというような、かつ、管理理容師・管理美容師は、一回取ればいいというのが今の前提になっていますし、かつ、はさみ、かみそりからパーマ機械などを使いながら、どうきちんとやっていただくかという話。ところが、この7ページにあります「クリーニング業を取り巻く環境の変遷」を見ると、クリーニング屋さん自体は大変な零細企業かもしれないけれども、もうまさに経済活動の工場のような、要するに、業界の環境問題から石油の問題から、道路交通法の問題、諸々のいろいろな外部環境の影響は大変受けやすく、いろいろなことが起きている。インフルエンザの話とかいうのは言うにも及ばず、それ以外にもいろいろなことが起きているなというようなことが見て取れて、単純に言えば、3年間に一遍と今決まっていますけれども、もしそういうようなリフレッシュといいますか、何年かに一遍とかというようにやっていくという仕組みにするなら、それもいいだろうなと思いますし、5年に一遍と言うと、随分間が空いたなというような気がするというような、これを見ながら、毎年やっていただくのも大変だけれども、3年はほどほどのところかなというのを思いながら書いたわけです。

もう一つは、それは言つても、今日は申しわけなかつたのですけれども、「第3回でまとめをします」というふうにしてきたのですが、この各論のところの分析に少しはまって、最後のまとめのところの話に余りなつてないところがあつて、芳賀座長にちょっと先んじて申し上げてしまつて申しわけございませんけれども、刷新会議の方は「この研修は廃止しなさい」という御提案をされているわけですから、それは、これこれのことを考えた上で、廃止するのが適當か、廃止しないのが適當かということを、今ここにある報告書（案）は内容としてはまとまつていると思うので、こういうのを前提にしながら、活発に御議論をいただいたらいいのではないかなと思います。

その上で、刷新会議のコメントのイの一番に出ていたのは、受講率が32%というのは制度上成り立っていないと言われているわけですから。本当の最新の現状がどうなのかというのはちょっとわかりませんが、いずれにしても、30とか40とかという辺りで、義務がかかっているのに、それしかできていませんという仕組みはもう成り立つてないのではないかという厳しい指摘になっているわけですから、そこをもしも何か廃止か存続かというしっかりした議論をしていただいて、結論を大体出していくのだとすると際には、事業者の皆様になるのか、あるいは研修を実施していただいている方の呼びかけになるのか、あるいは、皆さん方の問題意識になるのかわかりませんけれども、それは今はこうかもしれないけれども、こういうことで変えていきますという強い決意。なぜならば、受けても受けなくてもいいものならば、受ける必要はないでしょうと。それは理屈でございまして、かつ、半分以上の人人が受けてないのだったら、それはなくてもいいじゃないというのも成り立たないことはないのだろうとは思いますが、そこはどうしたらいいのだろうというところを少し追加的に御議論いただいた方がいいのではないかなというところを思っております。

それから、先ほどの「クリーニング業を取り巻く環境の変遷」で、「クリーニング師に関連する事項」と「業務従事者にも関連の深い事項」というふうに少し四角を分けさせていただいているのですけれども、業務従事者については、5人に1人以上で受講する必要があるというところのその

理屈づけも大変難しいのと、それにとらわれる必要はありませんけれども、業務従事者は何をする人で、なぜそういう研修が必要なのかという辺りのところが、3つ目の論点、存続・廃止、受講率の向上というのと並んで、少し議論をいただいたらいいのかなと思うところであります。

そして、さらに、この前パブリックコメントにかけますという話をしたのですが、実は余り関心が挙がってこなくて、今回、一通りの報告書（案）のようなものを、今日少し整理いただいた上でですけれども、パブリックコメントをもう一回かけて、やっぱりこれは廃止すべきだとか、あるいは、やっぱりこれは貴重なものなので残すべきだというようなものを活発に御議論、御意見をいただくような場を少し設けてもいいのではないかと思っていますということで、今回、本当は皆様お忙しい中、御都合をつけて来ていただいているにもかかわらず、少し前提としまして、結論まで行かないようにしていただいた方がまだいいのではないかというのが私の感じでございまして。少し強引、勝手なことを申し上げまして、申しわけなかったのですけれども、そのように今考えてございます。

座長、申しわけございませんが、よろしくお願ひします。

○芳賀座長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた内容について、これまでの議論も踏まえて御意見をいただきたいと思いますけれども、最後に堀江課長から、ここでのこれから議論の論点を御提示していただきましたので、それをもう一度私にまとめさせていただきたいのですけれども、4つの点があります。

1つ目、研修事業そのものを廃止するのか、存続させるのかという点は、確かに課長がおっしゃっていたとおり、これまでのワーキンググループでは、存続ありきという形で、ともすると、そういった形で議論が進められて、各論についての議論はかなり集中的にされてきたと。ここでもう一回、報告書作成に当たって、そもそもというところに立ち返って、廃止すべきなのか、存続させるべきなのか、それぞれ、なぜ廃止するべきなのか、存続させるべきなのかといった点について、皆さんから御意見をいただきたいといった点がまず第1点目。

2点目ですけれども、やっぱりこれも存続ありきということで、もし存続させるべきであるということであるのであれば、受講率ですね。逆に言いますと、廃止すべきだという立場の方の論拠は、受講率が低いこと、これが最大の論拠であります。ですので、存続するというのであれば、それに対抗する論拠が必要になってきます。受講率を上げられるのかどうなのか。どのようにして上げていくのか、具体的な方策を考える。この点につきましては、前回までのワーキンググループでたくさんの御意見をいただいておりますので、これをうまく整理すれば、ここは比較的すんなりとまとまるのかなと。前回までに抜けがあったりしたところを改めて御指摘していただけたりするといいのではないかと思います。

それから、第3点目。これもこれまでのワーキンググループで実は重要な問題でありつつ、議論の焦点となっていなかった点で、クリーニング師ではなくて業務従事者についてですね。こちらの研修事業について、改めてもう一度考えてみましょうという点が第3点です。

第4点につきましては、これは論点というよりもむしろ御提案と考えればいいかと思うのですけれども、パブリックコメントをもう一度改めてとて、様々な立場の御意見をいただいた上で、報

告書の最終的な結論をつくりたいということで、もう一度やりましょうという御提案というふうに考えてよろしいでしょうか。

○堀江生活衛生課長 前回、やや関心が持てなかつたのは、オープンワイドといいますか、「何でもどうぞ」みたいな感じでしたので、もしクリーニング師の研修をこんなふうに変えていこうかというふうに考えるとすれば、それぞれ全体として、いやいや、そんな結論ではだめだというのもあるかもしれませんし、いや、そういう結論でいいんだ。だけど、こういうところはこんなのではだめだというのもあるのだと思いますし。何分すごい多人数で会議をすると、こういうのはあんまりうまくいかないと思っていますので、この人数は非常にいい規模だなと思っているのですけれども、もう少し広くいろいろな方の意見を聞くというのも大事かなと、こういう話でございまして、御提案を申し上げました。

○芳賀座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、大きく分けて論点3点出てきていたわけですけれども、特に1番目と2番目、存続の是非と受講率の向上策といった2点は、表裏みたいな面もあるのですけれども、一旦切り離すといいますか、どうしても2番目の方を中心になってしまいがちでしたので、この1番目、廃止すべきなのか、存続させるべきなのかといった点で、皆様方の御意見をなるべく多くいただけるといいのかなと思いますけれども、御意見ある方いらっしゃいましたら、お願ひいたします。

○青山構成員 私どもは、この業界の代表という立場からであります。まず第一に、この制度は存続をお願いしたいというようなことあります。理由は、ここに今日は物すごく事細かく私どもの業界の環境変化につきまして、いろいろ記載していただきましたとおり、このように物すごく私どもを取り巻く環境は大きく動いている。2~3年サイクルぐらいで大きく揺らいでおりますので、それに対応するためには、こういう講習会、研修会が必要ではないかなと思うのです。

また、一方では、消費者保護という意味からしても、適切な指導が必要ではないかな。また、受講者にとりましても、技術の水準を維持するため、あるいは向上させるためには、こういう研修・講習会が一番大切なことであるというようなことから、是非存続をお願いしたいということあります。

その裏を返した、受講率をどうやって上げるのかというようなことは、経費はかかるのですが、指導センターから、「あなたは3年目ですから受講をしなさい」というのではなくて、この意義を書いたものを送っていただきたい、3年に一度は受講しなくてはならない。その意義をあわせて書いていただきたいと思うのですね。私どもは業界を通じて、あるいはいろいろなPR誌でもってこの参加を呼びかけていく。そういう指導センターと私どもと両面作戦でこの受講率のアップは図っていきたい。もう一度原点に帰って、組合員あるいはアウトサイダーにもこの必要性を認識させていきたいと思っております。

また、技術的な教材等につきましては、指導センターの方の今までみたいに厚いものではなくて、例えば要点だけ、いわゆるクリーニング法規の本でしたら、改正点だけを書いた薄い冊子をつくっていただく。そういう適宜変わったところだけを書いていただく本と、それから、何年かに一遍ああいう立派な教本をつくっていただく。そういうサイクルを変えてやっていけば、もうちょっと経

費も安くあがるのではないか。経費を安くするということは、受講料の軽減にもつながっていくのではないかなど。今は5,000円ですね。それが、そういう経費の節減で4,000円ぐらいには縮まつていくのではないかなと思います。

それと、今、指導センターの指導では、一回の受講者が100名単位というような指導をなさっているのですが、そういう経費を軽減すれば、50名単位のサークルでも、そういう研修会が開けるのではないかなと思いますので、何しろ経費の軽減化を図ることにも努力していただければと思います。

○芳賀座長 ありがとうございました。

今の御意見について、確認をさせていただきたいのです。まず、是非存続させたいという御意見で、その理由として、環境変化が非常に激しい、それに対応をしていかなくてはいけない。それから、技術水準の向上を図る。それが消費者保護につながるというお話だったと思うのですけれども、これは資料1にも出ていましたけれども、大手は自社で研修ができるけれども、生衛業、零細企業ですと、個別の努力でこうした環境変化への適応とか、技術水準の向上を図っていくのには限界がある。ですので、こういったある種公的な仕組みを使いながら、全体としてレベルアップを図っていく必要があるのだと、そういう背景だということで理解してよろしいですか。

○青山構成員 はい、そのように思います。

○芳賀座長 はい、わかりました。

それでは、ほかの方々から、特に存続の是非について御意見がありましたら、お願いします。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 青山構成員が一番最後に発言された、100人以上集めて研修、講習を行うということについては、そういう制限は全くございません。受講料の話をすれば、逆だと思います。多くの方が集まれば集まるほど、1人当たりのコストは安くなる。

○青山構成員 それはわかります。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 今、受講料は、研修は5,000円以下、講習は4,500円以下と定められていて、実際には上限をいただいている。知事が指定されるときに、ふだんは5,000円でやっているかもしれないけれども、今回は200人集まるから、そんなにコストはかからないだろう。それを、例えば4,000円にしてやりなさいという指定がされた場合には、それでやらざるを得ないのかなと考えています。そういう意味では、その都度、その都度コスト計算をして、幾らの受講料でやっていくかということも考えないといけないのかなと思います。受講料の引き下げの具体的な方法は、まだ議論はされてないのですけれども、そういうことは考えられるということを申し上げておきたいと思います。

○青山構成員 私は、受講料は、自分自身では高いとは思ってないのですよ。ただ、受講料よりも、できれば、開催する回数ですか。東京は別といたしまして、地方に行きますと、どうしても遠方から集まつてこなくてはならない。そういったことから、地方ではなるべく少人数の会が催せれば、それだけ回数が増やせる、場所が分散できるのではないか。そうすると、受講率のアップにつながるのではないかと思うんです。そういう意味では東京よりも地方では回数を今よりも是非増やしていただきたい。そして、中心地で1か所でやるのではなくて、できる限り会場を分散させてい

ただきたい。それによって受講率のアップを図りたいと思っております。

○芳賀座長 ありがとうございました。

受講率を向上する手段として、受講料や開催場所、開催回数は非常に重要な問題だと思います。改めて、受講率の向上策について、もう一度まとめてみたいと思いますので、これは一旦保留とさせていただきまして。

そもそも存続・廃止の議論ですね。それぞれのお立場から、ほかにこういう理由もあって存続させるべきであるといった点ございましたら、よろしくお願ひします。

○加藤構成員 指導センターで実際に実施する立場ですけれども、クリーニング師の皆さん、従事者の皆さん、人的にも時間的にも大変な負担ですので、いろいろな批判的な意見がありますが、第1回目にも言いましたが、批判は、公衆衛生、衛生法規の部分に対していろいろ御意見をいただきまして、その技術に関する講習会、この辺についても批判的な意見もありますが、かなり熱心な方もいらっしゃいまして、前回も言いましたが、20～30分と延長で質疑を受けるというようなことがあります。

ですから、こういった負担がありますので、批判は当然出てきますけれども、熱心な方も非常にいらっしゃいます。そもそもこの制度自体が、業界が全体のレベルアップを図るということで、行政がそれに対応したという制度ですので、もし、青山構成員のように、業界の方でそういう御意見をいただければ、行政も指導センターも、是非バックアップといいますか、レベルアップに努めていきたいと考えます。

それから、受講者数ですが、神奈川の過去の実績ですと、計画すれば、最低十数名で開催したことがありますし、多いところは150名ぐらいということで、計画しますと、それは何人集まつても実施すると。実際、数十名来ないとペイしませんけれども、それに関係なく、計画した部分については、1人でも10人でもいらっしゃれば開催しております。神奈川の場合は、年間、それが5回もしくは6回ということですが、受講率はかなり低いので、先ほど、指導センターと業界というふうに。これは後の方がいいですかね。

○芳賀座長 はい。

○加藤構成員 では、必要性については、そういう業界全体の意向と、行政の方もいろいろなクレームが多い、指導センターの方もいろいろなクレームが集まっていることから考えますと、存続、継続が適当であると考えます。

○芳賀座長 ありがとうございました。

業界全体のレベルアップですね。クレームが多いことからも欠かせないのではないかということと、今のお話で少しおもしろいなと思ったのが、非常に熱心な事業者、受講者の方が少なからずいらっしゃるということは、こうした研修、講習は、そういった零細事業で生衛業的な経営をしている人の中には、いろいろな方がいらっしゃると思いますけれども、意欲的な事業者を特に育成と言ったら変かもしれませんけれども、育てていくためにも、こういった事業は欠かせないのでないかという御意見だというふうに伺ってよろしいでしょうか。

○加藤構成員 はい。

○芳賀座長 わかりました。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 前回のワーキンググループで制度的な仕組みを御説明させていただいたわけですが、この問題は、制度を所管する制度官庁があり、実施官庁があります。実際に研修、講習をお受けになる営業者の方、クリーニング師の方がいらっしゃいます、業界がありますということで、それぞれの立場から見て、研修、講習の継続の必要性をどう考えるかという整理が必要なのではないかと思います。

私どもの全国指導センターは主催者であり、都道府県の指導センターは、実際の実施をしていただく立場ということになるのですけれども、私どもの立場から言えば、全国指導センター、全国47都道府県指導センターの全国的なネットワークを活用して、全国共通の水準で、同じような形で研修、講習がやられるのは望ましいという意見をいただいたところです。ただ、主催者として知事の指定を受けて実施をさせていただいている立場から言えば、必要である、必要でないというのはちょっと言いにくいのかなと考えております。

○芳賀座長 ありがとうございます。

確かに、いろいろなお立場からの御意見を伺うのは大切なことだと思いますので、実際としては、かなり中立的なお立場だとは思うのですけれども。

○久保構成員 そもそも刷新会議の結論にどうなのかということですが、私としては、研修会は、技術業界ですから、絶対必要だとは思います。環境も変わっていますし、大気とか、最近ではいろいろな法令的なものもあります。しかし、これが果たしてクリーニング業法に規定しなければだめなのかという気持ちはあります。つまり、クリーニング業法に規定して、半ば法定されているから受けなさいよとか、受けてくださいよと言うのは、そもそも技術的な業界さんとしては、そこはちょっとどうなのかなという気持ちがあります。

そのやり方が制度化されていれば、今、桑原さんがおっしゃったように、全国指導センターが指定を受けて、実施者として、そういうネットワークを生かしてできる、研修をやりやすい、そういうメリットはあるとは思いますが、法定されているからこそ、こういう俎上に挙げられて、受講率の議論が出てくるのではないか、ということも一方では思います。

受講率アップですけれども、研修会の内容はこれから議論になると思いますが、やり方は、いろいろあると思います。受講率をどのくらいまでアップすればいいのかというのは必ずつきまとめる問題だと思うんですね。クリーニング業界さんは、中小零細企業さんが多いので、自分のところだけではなかなかこういう環境の変化に対応、あるいは技術的なものは限界があるので必要だとは思いますが、法定事項はどうなのかなという気持ちは一方ではあります。

○芳賀座長 ありがとうございます。

法律で規定して、ある種強制するのではなくて、むしろ、例えば業界団体で自助的にやるとか、そういう方法もあるのではないかということでしょうか。

○久保構成員 難しいと思いますけれども、だからこそ法定されているとは思うのですけれども、そういうことも考えられるのではないか。いろいろなやり方の中にはあるのかなというふうに思います。

○芳賀座長 ありがとうございます。

○海老原構成員 指導センターの構成員の皆様の大体御意見を聞きまして、私はクリーニング業の現役としてですね。私も、この前言ったように、現役を55年過ぎました。また、店を持つためにはクリーニング師は必要でした。しかし、今までのあれでいきますと、たしか事業仕分けで一応廃止と言われるのがもっともじやないかなという意見はございます。しかし、これから、また、そういうふういろいろな講習内容などを変えれば、私はこれは継続をしていただければ、せっかくのクリーニング師というような国家試験を取りまして店を持ちました。結局はその試験が何か無駄になってしまうのではないかというあれがあるのですね。ですから、3年に1回きちんと、より一層講師もよく、結局講習内容がよければ、皆さん受けられる方が多いと思うんですよ。そうなれば受講率も上がりますから、何とか内容を変えて、もう一度やっていただきたいということを私は申し上げます。

○芳賀座長 ありがとうございました。

最初にも申し上げましたけれども、1番、2番、どうやるのかというやり方は表裏みたいなところもありますので、内容を充実させればというのがあくまでも前提で継続させるべきという御意見だというふうに承りました。

○海老原構成員 はい。

○青山構成員 私どもの業界は零細業者が物すごく多い、8～9割は零細業者が占めている。そのうち組合員が50%ぐらいで、非組合員が50%ぐらいいるというようなことで、組合員は、組合を通じての講習会など、あるいはいろいろ機関紙でもって情報を得ることはできるのですが、アウトサイダーは、こういう研修会がないと接する機会がないというようなことで、アウトサイダーにとつては一番大切なチャンスではないかなと思うのですよ。ですから、インサイダーも確認する意味でもって受講する。アウトサイダーもこういうチャンスを見逃さないで受講をしていただく。そこでもってクリーニング業界全体のレベルアップが図れるのではないかと思うのです。私どもは、インサイダーだけを引っ張っていけばいいのではなくて、業界としては、アウトサイダーも全部底上げしなくてはなりませんので、こういう研修会は是非とも存続させていただきたいと。

○芳賀座長 わかりました。この業界全体というのは、組合だけではなくて、本当に全体ということですね。

○青山構成員 はい。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 先ほど、行政の方でも必要性を十分に整理して、確認をする必要があるということで申し上げましたが、報告書の7ページにクリーニング業を取り巻く環境の変化がいろいろと書かれてあります。こういうものを見ていて、県民あるいは国民の安全とか安心とか公衆衛生の確保という観点を考えるときに、制度官庁である国は、あるいは地域住民の暮らしを守る県の段階で、この研修を必要と考えるのか否かというところの整理を、行政の側でもする必要があるということを申し上げたかったのです。もう一度説明をさせていただきました。

○芳賀座長 ありがとうございました。

行政サイドから見た必要性というのも考えて、再考していただくと。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） そうですね。それは厚生労働省だけではなくて、消費者行政のお立場もあるし、報告書の中にあるようにクリーニングはいろいろな行政分野にかかわっていることがあって、その中で、どの誰が主務官庁になってやるかという問題はあるかもしれません、行政がその地域全体を見ていくならば、行政として必要性があるというような視点があるのではないかと考えます。

○芳賀座長 単なる一業界の問題としてでなくして、そこに住む住民の市民生活の問題と、もうちょっと幅広くとらえてということですか。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） そうですね。そこは余り広げると難しくなるかとは思いますが。

○芳賀座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、一通り御意見をいただきましたけれども、補足の御意見等はございませんでしょうか。存続の可否・是非ということにつきまして。

○加藤構成員 直接は関係ないのですが、この講習を魅力的なものにするには、今、技術でも全般的にやっていますよね。専科みたいな、しみ抜き専科とか、繊維専科とか、こういうものを、一回だけですと、そういうふうにできませんが、複数回やっているところは、その専科を幾つかそろえて、興味のある方にそこへ行ってもらうというのも、この講習に魅力を感じていただける一つの方法かなと思います。

○芳賀座長 要するに、テーマ分科会みたいなのをやった方がいいということですね。

○加藤構成員 はい。

○芳賀座長 わかりました。それは受講率を上げるための施策とも密接に関連した問題だと思います。

○加藤構成員 魅力的な講習会ということです。

○芳賀座長 わかりました。

それでは、1つ目の論点につきましては、廃止・存続、それぞれについて皆さんのお立場から御意見をいただきましたので、2点目の方に移りたいと思いますけれども、事務局の方はよろしいですか。

では、2点目ですね。こちらについては、前回までにかなり御意見が出ていますけれども、もう一度整理をしましょうということで、受講率が低いのは非常にゆゆしき問題だと思います。私、専門はマーケティングですので、どうしてもこんな見方をしてしまうのですけれども、というのは、受講率が低いということは、研修サービスという商品が売れていないということですね。これを取り上げて、廃止すべきだと言う意見の方々は、売れていないということは、このサービスに対する需要がないということだ、需要が少ないということである。なので、やらなくてもいいのではないかという主張をされているわけですけれども、一方で、前回までのワーキンググループ、いろいろな方々から御意見を伺っているところを伺いますと、必ずしも需要がないから売れていないとばかりは言えないと思われる点が少なからずあると思います。それは、単に商品の魅力がないことよりも、商品の売り方がまだ十分ではない、あるいは、その商品の魅力が伝わっていない、そういうた

面も多々あるのではないかと思います。

こういうことに関する御意見は、今日いただいた資料にもかなり出ているのですけれども、幾つかの点にまとめていきたいと思うのですが、これは、今も新しい御意見が出ましたので、もう一度私が簡単にまとめさせていただいた上で、補足の御意見をいただくという形でいただければと思います。

すみません、マーケティング的な見方で、研修サービスを売るという観点でまとめさせていただきたいのですけれども、まず、マーケティング的に考えた場合には、その意思決定というか、チェックポイントみたいなもので、プロダクト、プライス、プレース、プロモーションという「4つのP」という本当に初步的な枠組みで考えていくと、全体的なうまい売り方がチェックできることになっていますので、それに沿った形でまず見ていきますと、研修サービスの商品はプロダクトの部分ですね。これがまず備えていかなければならないというのは、その受講者である事業者ですね。この事業者のニーズに合った講習内容でなくてはならないということで、実際に受講される方々にとって魅力のある講習でなくてはならない。そのための具体的なアイデアなどは、前回までで相当皆様からいただいております。

特にワーキンググループの中で出てきた非常におもしろいアイデアというか、実際に事業者で受講されている方たちのアイデアを思い起こしてみると、この資料に出ているところでもありますけれども、ポイントとしては、特にトラブル対応などに対する事業者間での意見交換のためには、非常に有効な場所である、有効なサービスであるという御意見であったり、あるいは、新しい法令とか、新しい市場環境、例えば高齢化に対応するにはどうしたらいいのか、そういう観点。それから、新技術が出てきたときに、そういう新技術情報などを定期的に得られる場所、こういった点に関しては、研修サービスの内容として、そのコンテンツとして非常に魅力的なものであるという御意見をいただいていたかと思います。

それから、もう一つ事業者の方からたくさんアイデアというか、御意見が出ていた、これまでの資料の中にも出ているのですけれども、消費者にPRをした方がいいのではないかという御意見があつたかと思います。これは、研修を受けたことが、自社のクリーニングサービスの品質保証として消費者に魅力的に映るような仕組みになってほしいということで。そうであれば、この研修サービスが事業者にとって意義のあるものになる。消費者から認められて初めて事業者にとってこの研修サービスの意義はより大きい、事業者にとって受講する意義が出てくるものだという内容だったかと思います。大きく言うと、プロダクト、このサービスの内容ということに関しては、こういった点が挙がっていたかと思います。

それから、2つ目のプライス、価格、受講料になるかと思いますけれども、少なくとも受講を妨げない価格設定をする必要がある。高過ぎて受けられない、受けたいのに高くて受けられないということはないようにすべきであって、これは先ほど青山構成員からも御意見がありましたように、コストダウンできるところを図っていって、できれば低価格にしたりする工夫なども今後必要があるかもしれないといったことなどもございました。中には、無料でやった方がいいのではないかという御意見なども、前回までのワーキンググループ等で出ていたかと思います。

それから、直接的なそういった価格だけではなくて、支払方法などについても検討の余地はあるのではないかという御意見が出ていたように思います。

それから、3つ目、プレースという流通関係です。この研修サービスに関して言いますと、その開催の条件、場所とか日時とかそういったことを考えればよいかと思います。これについても、会場を増やす、開催回数を増やす、そういったことで実際に受講者が増えたといったような事例なども、たしか東京とかそういったところでも、そういった事例が報告されていたかと思います。ですから、単なる受講料だけではなくて、それに参加するためにかかる交通費や時間、あるいは肉体的な負担とか、そういったものまでも含めて受講者の受講のためのコストをトータルで考える必要があるんだということがこれまでの御指摘で挙がっていたかと思います。

最後のPがプロモーションです。これは受講者に対する周知の仕方ですね。まず、開催について認知されていなければ受講はされません。その辺りで、たしか神奈川センターの事例だったと思いますけれども、組合や行政と協力して周知徹底したところ、受講率が上がったとか、そういった事例も出ていたかと思いますし。単に開催日時、開催日程、開催概要を伝えるだけではなくて、魅力をその通知の中で、受講の意義を伝えていただければ、それによって受講率を上げられるかもしれない。要するに、単なる案内ではなくて、というのは、商業的なチラシに近いような、そういったメッセージ性を持った通知の仕方、周知の仕方などを工夫することでも、受講率は上げられるのではないかという御意見もあったかと思います。

それから、受講意義を理解するとか、開催を認知すること、それから、サービスのよさ、魅力、ベネフィットみたいなものを、意義をちゃんと理解してもらえるようなプロモーションを行うということですね。

それから、これも新しい課題だなと。先ほど青山構成員の御意見で出ていたと思うのですけれども、そもそも研修事業の存続の意義があるとするのであれば、これは業界全体のレベルアップというものが大きな前提だと。こうした場合に、非組合員にもすべからく業界構成員にこうした情報伝達をする方法は新しい課題として提起されたような気がいたします。

それから、もう一つ、最初のプロダクトの事業者にとっての魅力と直接関連しますけれども、一般消費者に向けたこういった事業の意義を伝えていく。ある種の啓発活動なども重要であると。私は個人的には意外だなと思っているのが、いろいろな方から消費者へのPRをしていただきたいという声が出ていたのがこういう点にあるのではないかなと思っています。

こうしたことでの桑原構成員と青山構成員との間でいろいろな御意見が出ていましたけれども、こういったことで、例えば教材の内容を魅力的にするとか、あるいは開催の回数を、頻度を増やしたり、場所をいろいろなところで分散的に行ったりする。それをただやればいいというものではなくて、効率的かつ効果的にやることが非常に重要で、なるべくコストをかけずに、しかも、成果をなるべく出していくように工夫してやる、そのやり方全体を考えることで、そのためには全国センター、都道府県センター、行政、それから、組合、こういった関係者が役割分担をどういうふうにしたらうまくできるのかということが見えてくるのかなと思っています。

今、これまでのワーキンググループなどで出てきた御意見、私が記憶している範囲でまとめさせ

ていただきましたけれども、抜けている点とか、あるいは、新たにこういった点も重要なのではないか。受講率を上げるためにには、こうしたら上がるのではないか。あるいは、受講率の増加を阻害している要因は、ほかにはこういう点があるのではないかということがございましたら、補足を含めて御意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○海老原構成員 指導センターの人たちにお聞きしますけど。非組合員の連絡はどのようにやっているのですか。我々組合員は、それぞれ支部長会議とかそういうあれで一応支部長には伝達します。アウトの場合は、どういうふうなあれで持っていますか。

○加藤構成員 神奈川の例ですと、全員に郵送で案内を送っています。組合、非組合関係なくですね。全部送っています。

○海老原構成員 アウトの方も、組合員同様、組合員以上にアウトの方もいらっしゃると思うんですね。

○加藤構成員 あと、川崎市の例ですが、保健所の職員が、アウト、イン関係なく、立入検査の際に、全部受講の案内を配って、受講促進をやってくれていますね。

○芳賀座長 受講者へ、事業者への案内とかもそうですし、前回もこれは出していましたけれども、講師の確保などでも、全国センター、都道府県センター、それから、組合辺りで協力するとすごくうまくいく、できることはいろいろあるのではないかと思うのですけれども、センターの方に私から御質問をさせていただきたいのですが、本当に瑣末なことですけれども、きっとこういうところを一つ一つ調整していくのはコストダウンにつながっていくのかなと思うので伺うのですけれども、受講料の支払方法が、兵庫県のセンターの案内を見ると、「同封の払込取扱票、受講申込票に所定の事項を記入の上、受講料を添えてゆうちょ銀行または郵便局に払い込んでください」と、こういった払込とか、受講票の送付は、これは都道府県センターが個別にやられているということですか。これはコストとしては、かなり大きくなっています。先ほど、郵送でやられているとおっしゃっていましたし。

○加藤構成員 はい、案内は郵送ですね。手数料は、当日、現地徴収です。

○芳賀座長 神奈川では、現地徴収をされている。

○加藤構成員 はい、そうですね。

○芳賀座長 兵庫県では、事前に銀行または郵便局に振込をして。

○加藤構成員 振込はしてないですね。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） いいえ、そうでもないです。

○芳賀座長 こういう手続的なところを、例えば全国センターが一定のフォーマットをつくって。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 事務処理規程では、基本が振込制になっています。ただ、現実的な問題で、会場で徴収した方がいいという判断をされるところは、神奈川のような方式をとっておられます。

○芳賀座長 そうですね。一長一短がありますよね。事前に振込制だと、それが面倒くさくて参加しないという人もいるかもしれないし。

○加藤構成員 それと、振込だと経費がかかりますよね。

○芳賀座長 こういったところをうまく合理化はまだできる余地があるのではないか。例えですけれども、ほかにもそういった観点はたくさんあるのではないかと思うんですけど、何かお気づきの点とかあれば、教えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○久保構成員 クリーニング師研修で5,000円ですけれども、今は3年に1回ですが、5,000円という価格は高いでしょうか。それとも、妥当な額なのでしょうか。クリーニング師さんはどういうふうに思っていらっしゃるのでしょうか。

○青山構成員 私どもは別に高いとは思っていません。あれだけの立派な本をちょうどいいして。ただ、3年ごとに同じに近いような教材をちょうどいいしているものですから、3年のたびにあの教材が要るかなという疑問を持っている人はいらっしゃいますよね。あの本代が相当かかるだろうと思います。

○久保構成員 研修の話よりも、受け取るもののが3年に1回、毎回同じものだと、いつもそれを5,000円で買っているような感じがしてしまうということですか。

○青山構成員 そうですね。確かに講師の先生の講演料とかございますので、それなりの費用はかかるかと思っていますね。

ただ、聴講者の方は、ちょっと感覚が、期待感が大きいのですよ。いわゆる講習会と講演会と同じ類だと思っている。講演会は、その道のオーソリティーの人が、専門家が自分の知識を売っているわけですね。今回の場合には、研修会、講習会ですから、ある一定の教材に則っての説明ですね。ですから、それほどのその先生の研究成果ではなくて、教材に載っている報告だから、受けとめ方が余り興味がないことが多いのではないかなど。そういうことから、受講者の中には得るもののが少なかった。いわゆるクリーニングにおいては専門家ですから、自分が知っていることが多かったと。だけど、よくせんじ詰めれば、そこで人から物を聞くということは、再確認という、本当はそういう得るものもあるんですけど、その辺の評価は小さいのではないかと思いますね。だから、講演会と研修会とちょっとごっちゃに考えていらっしゃる面が多いと。

○芳賀座長 ありがとうございました。

プログラムに関して言いますと、前回から本当にいろいろなアイデアを出していただいていまして、そのテキスト、教材も含めて、立派な教材、テキストがあるけれども、また次で同じものをもらっても意味がないという話は出ていて、副教材みたいなものを充実させてほしい。ホットなトピックスを集めた副教材を充実させたらいいのではないかと、2回目以降の方はそちらを中心に受講ができるようなパターンにしたらいいのではないかという御意見が出ていますけれども、これは全国センターの立場から言って、かなりコストアップ要因だと思うのですけれども、それは可能ですかということを伺いたいのですが。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） まず、基本的なテキストを配らなくていいのではないかということについては、ちょっと私は疑問を持ちます。前回のワーキンググループで発言があったように、各クリーニング所、取次店、各店舗に1冊は最新版のテキストがあった方がいいのではないか。例えば、このような変化がありますということで、最新の状況がわかるものは必要ではないかと考えております。

それから、サブテキストの作成については、御指摘のとおり、そんなにコストのかからないもので、できるだけの対応をしていきたいと考えています1回目に資料としてお配りしましたインフルエンザとか、今一番問題になっている賠償基準の問題のサブテキストのように、そんなに分厚いものではありませんが、ああいったものを、今の考え方では、毎年何冊かをつくっていく。必要に応じて講師の方にそれを使っていただく。あるいは、配るだけでもいいから、全員に配っていくというふうなことが考えられます。

コストアップの対応はどうするかというと、作成には確実にコストがかかります。これを回避するには、受講者が増えることです。受講料収入を増やすことによって、コストアップ部分を吸収していきたいと考えています。

○芳賀座長 わかりました。そうですね。受講者が増えれば、損益分岐点が下がってくるので、何とかなるということですよね。

一方で、ある種テキストの大枠の部分は、全国標準化しなければいけないところ。現場の運営は、ある程度柔軟にというか、講師とか、受講者、そういったことを踏まえて柔軟に運営するべきということも必要かと思っています。例えば、先ほど三川さんからも御説明があったように、もっと現場で受講者同士のディスカッションがあってもいいのではないか。そういう御意見も出ていましたけれども、そういった運営は、加藤さんの県センターの方で可能でしょうか。プログラムづくりといった観点で。

○加藤構成員 サブテキストのことですか。

○芳賀座長 受講した後に、受講者同士でディスカッションをしてもらうとか、そういった運営ですね。

○加藤構成員 それは可能ですよね。6時間というのがありますから、その枠の中でやれば、それは可能ですね。

○三川課長補佐 ディスカッションにつきましては、以前、1回目とか2回目の中でも話がありましたとおり、自分の店舗で何か問題があった場合に、それがどうなんだろう、ほかの店舗でどうなんだろうとかという話もあって、それがわかるといいなとかいう話もありましたので、そういう面も含めてディスカッションとか、議論とかという言葉で全部含めてしまっているのですけれども、やっていけるのはいいのかなと思っております。

○芳賀座長 意見交換ということですね。事業者間での意見交換できるようなプログラムづくりを。

○三川課長補佐 そうですね。意見交換。

○加藤構成員 現場の運営では可能ですが、今の制度の中で、そういうカリキュラムも入れていいかどうかというふうなことが。

○三川課長補佐 科目などにつきましては、本ワーキンググループでこういうふうにというのを踏まえて、制度の方は必要があれば見直すということになりますので、別に今の制度の中で枠組みを考えなくても構いません。

○芳賀座長 柔軟に運用できるような仕組みにしたいというふうにこちらから提案するということですね。

○三川課長補佐 そうですね。

先ほどの桑原部長の話もちょっと関係する話ですけれども、テキストをクリーニング所に1冊とか配布する話もあったのですけれども、前回のときに、一つのクリーニング所にクリーニング師の方が複数いた場合に、みんな研修を受けなくてはいけないと。今の制度自体はそうなっているのですけれども、一方、先ほどの話のように、所の中に1冊でいいのではないかという話になってきますと、その話がちょっと合ってなくて、そのところをどのように考えていけばよいのか、少し教えていただければと思うのです。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 意見として申し上げますと、従事者のうちの5分の1が3年に一度受けなくてはいけないという仕組みは、非常にわかりにくいと思います。実際に、クリーニングトラブルがどこで多く起こっているかというと、言われているのは取次店において受付・保管に関する業務で多いと言われています。とにかく取次店の数は非常にたくさんある。取次店は、1人とか2人の従業員でやっているわけですが、取次店は必ず受けてもらわないといけない。けれども、実際には、今、従事者講習を受けている人は、1クール内で15,000人くらいです。取次店数は全国で九万五、六千あったかと思います。ということは、ほとんどの取次店が講習を受けていない状況ということです。クリーニング師研修もさることながら、取次店に講習を受けてもらうには、今の仕組みがわかりにくいというのが1つ問題ではないかと思います。各店舗がすべて受ける。今も制度的にそうなっているけれども、確実に理解されていないのではないかと思います。この取次店がすべて受けるという仕組みにすることは、研修制度、講師制度をやっていく上では、非常にいい改善ではないかと考えます。

○芳賀座長 ありがとうございます。

従事者の問題についてもそうですけれども、今、三川さんがおっしゃっていたのは、一つのクリーニング店にクリーニング師が2人必要かということですけれども、これについてはいかがですか。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） ときどき当方にそういう連絡をいただきますね。個人商店というかクリーニング屋さんで、御夫婦でやっておられて、2人ともクリーニング師の免許を持っておられる方は、どっちか1人でいいのではないですか。あるいは、2人受けても、本は1冊でいいと言われてしまったりもしているという実態はあります。

○芳賀座長 クリーニング事業をやられている方はいかがでしょうか。1軒のクリーニング店に、2人以上、複数名クリーニング師、あるいはクリーニングの研修受講者は必要だと思われますか。1人でいいんじゃないかなと。

○海老原構成員 そうですね。うち辺りも2人おりますけれども、大体私が受けるぐらいで、やっぱり受けませんね。1人でも私はいいのではないかなと思います。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 個人商店の場合は、恐らくそれで問題はないだろうと思いますが、非常に大きなクリーニング工場で、クリーニング師がそれぞれの階ごとに何人もいらっしゃるような大きな工場の場合は、果たしてそれでいいのだろうか。規模も考えて判断しないといけないのではないかなと思います。

○芳賀座長 要するに、一律全員というよりは、事業所規模などにもよってということですね。柔

軟にというか、幾つかのパターンに分けて再検討すべき点かもしれないということですね。

○青山構成員 これは免許制度でありますので、クリーニング師の資格を持っている以上は、講習は受けなくてはならないと基本的には思うのですよ。ただ、そういう1軒に何人という場合もありますので、これからは、複数いる場合には、免許制度にも年齢制限を設けて、例えば80歳なら80歳に達したら、あとは講習会に出なくともいいとかという年齢での免除項目をつくった方がいいのではないかなど。それは75歳がいいのか80歳がいいのかは別といたしまして、それ以上の人には、受けてもあんまり。若い人がいらっしゃるなら、もう受けなくてもいいというようなこと。あるいは、若い人がいなくても、80歳以上の高齢になったら、ほとんど受付だけになろうと思いますので、講習会の方は免除してあげるというような方法も考えなくてはいけないのではないかと思います。

○芳賀座長 ありがとうございます。

あるいは、考え方によっては、テキスト代は、2人で1冊分でいいとか、そういう細かいディスカウントとか、そういう細かい配慮もあってもいいのかもしれないですよね。

そのほか、御意見はありませんでしょうか。

○久保構成員 規模の大小はあると思いますが、1軒でお一人基本的には受けていただければいいのではないか、と思います。勿論、全員受けていただくのがいいのですが、そうすると、今みたいなお話が出てくる、ということは、制度の方に多少無理があるのではないかと思うのですね。基本的には、小規模のお店の方にそういう情報を提供することが、クリーニング師研修の主眼であれば、最低1人の方が受けて、それを、店へ持ち帰って、皆さんに伝達するということでもいいのではないかと思います。そうすると、母数が軒数になりますので、受講率もアップしてくるのではないかと思います。

今、青山理事長さんがおっしゃった定年制という話ですが、クリーニング師である以上、これを受けなければいけないわけですけれども、例えば5回受ければ、あとは、その内容によって選択受講できるとか、ずっと一生涯この研修をというのは、受ける方にもちょっと負担になるのではという気はしますね。制度的、やり方の話ですが。

○芳賀座長 ありがとうございます。

前回から出ていますけれども、初回受講者は一応フルスペックというか全部受けなくてはいけないけれども、再受講者に関しては、更新された部分だけを受講できるようにすると、受講の負担も減るだろうしということで、2回目以降の人と初回の人とでは、研修のやり方を分けて考えるべきだろうということでおろしいでしょうか。

○久保構成員 そうですね。受講回数ということですね。

○芳賀座長 ある程度それが累積していくと、また、より柔軟に選択ができるみたいなことですか。

○久保構成員 ええ。

○三川課長補佐 確認ですけれども、今、1店舗で1人受ければという話もありますが、そうすると、免許の更新制の話とは、また、全然違う話になってきます。ですので、更新制にして、受講率を上げるようにしたらとかという話も前に意見としてはあったかと思うのですけれども、そうではない方に話が進むということで、ちょっとそこは考え方を変えてもいいのではないかということ

でよろしいでしょうか。

○芳賀座長 講習ではなくて、そもそもクリーニング師の資格を、全クリーニング業務に当たることに義務づけるのではなくて、1事業所に1人置くというふうに、そこから考え直すことになるのかということですね。

○三川課長補佐 そうですね。だから、その基本的な考え方がちょっと変わってきますので、今、話が出ておりますけれども、そういうことでよろしいですかね。

○久保構成員 基本的に、それを推し進めていくと、多分、クリーニング所の更新、事業所の更新のときに必要だとか、そういう話にまで行くのかなと思います。クリーニング所にたくさんのクリーニング師がいた場合、受けていただくことを考えると、全員のクリーニング師を対象にするのは、やる方にとっても足かせになるのではないか、ということです。要するに、クリーニング所に、受講したクリーニング師の方が、とにかく1人はいてほしいわけですね。それを全員のクリーニング師ということになると、例えば3人いれば、3人15,000円払って同じ教材をもらうのかという話が出てくるのではないか、と思います。

○芳賀座長 ほかに、この点について御意見がある方はいらっしゃいますか。

○青山構成員 今、久保構成員のお話を伺っていると、それをやっていきますと、今度、受講率をカウントするときに大変難しくなってくるというようなことで、現実的にはなかなか難しいのではないかかなと思います。免許証制度ですので、持っている以上は、講習会を受ける必要性は義務づけないといけないのではないかなと思います。

○海老原構成員 我々営業をしている者としては、クリーニング師の研修は、結局受けなくとも、罰則がないものですから、何もおとがめがないなら受ける必要もないだろうという組合員もいると思います。これが多少なり、何か罰則というようなものがあれば、私は皆さん一人一人全部恐らく講習を受けると思います。

○芳賀座長 ありがとうございました。

罰則はどうかという話は、前回のときにも、あんまり望ましくないのではないかという御意見も出ていたかと思います。ただ、このワーキンググループの中で、はっきりとそれを言われている方はいないのですけれども、間接的にそういう意見はすごく出てきているなというのは、消費者へのアピールがここかしこに出てきて、このワーキンググループでできた一つのキーワードは、消費者の視点から見た研修内容が出てきているのですが、ここが実は重要なのかなと思っていまして。逆に言うと、本当に消費者にとって意義のある、そして、事業者にとって意義のある研修ができるのであれば、それを受けていることが消費者に対するアピールになる。逆に言うと、それを受けないと消費者からある種の不信感を持たれる可能性がある。それが罰則になるというのがある種の理想ですよね。そうなるのは非常に難しい。消費者にそれだけアピールできるような、消費者にも「うん」と思ってもらえるような研修プログラムをつくれるかと言ったら難しいのかもしれないですが、そこを目指していくというのが一つの理想的な方針かもしれないですね。

○青山構成員 受講率の分母の件で、今一番問題になっているのは、廃業届も出さない、亡くなってしまっても、そのままに放置する。そうしますと、今の年金制度ではないですが、そのまま分母がずっと

生きてくるわけですね。そういったところから、一定の期間を置いたら、これを免除することによって、分母がある一定の制限を受けるのではないかなど。だから、そこで80歳とかで切れば、廃業しようと、亡くなろうと、自動的に80歳になったときに、分母から消えていけば、ある程度のカウントはできるのではないか。でないと、何か一つの区切りをつけないと、今の場合には、廃業届を出さない、死亡届を出さなければ、ずっと永久的に生きてくる。ですから、先日申し上げたとおり、四国の香川県でカウントをしたときに、この免許証を持っている人が、明治生まれがまだ百何人残っているというんです。実際にはもういないのですよ。だけど、分母として、みんな生きているというようなことですので、そういう意味では80歳という一つの定年制を設けて、自動的にそこからは受講を免除していくと、分母が制限されるのではないかなどって、75歳がいいのか、80歳がいいのか、90がいいのかわかりませんけど、ちょっと思いつきで80歳はどうかなと申し上げたわけです。

○芳賀座長 ありがとうございます。

定年制というアイデアですね。今、御提案されている定年制は、定年を迎えた方は、その後営業できないということになるわけですか。

○青山構成員 営業はできますけど、講習会を受講しなくても、免除にするから、分母からは消えていくということです。

○芳賀座長 わかりました。

その場合にも、やっぱり難しい点はありますね。一方で、受講を免除された方が何かトラブルを起こしてしまったときとかは、そもそもこの研修制度の趣旨に反する事態ということにもなりかねないですよね。

十分に検討に値する御提案だと思います。ありがとうございました。

それでは、受講率の改善という観点に関して、ほかに追加で御意見がございましたら、よろしくお願いします。

○海老原構成員 指導センターの皆さんに、保健所辺りに働きかけまして、保健所の方から手紙なりはがきを出すと、より一層受講する方も増えると思うのですよ。もうちょっと保健所の方へ働きかけていただければいいのではないかとも思います。

○加藤構成員 神奈川の場合には、通知は郵送で全部送ります。保健所の職員は、通知をダブって送るのではなくて、立入検査の際に、リーフレットを渡して「どうぞ受講してくださいよ」というパターンでやっています。

○海老原構成員 ただ、もらう方は、指導センターから来る連絡よりも保健所から来た方が、私はより一層力があるのではないかと思うんですよ。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 少し事例を紹介させていただきます。これは、各県の指導センターの実施の方法はまちまちですが、保健所長名、あるいは、県生活衛生主管課長名の公印を押した「受講をしてください」という案内を、県センターが出す開催案内に同封している場合、それから、県が独自で発送される場合というふうなやり方で、受講指導が行われています。

それから、これは、一部の県の例ですけど、受講案内をして、県センターに対して例えば50%し

か申込がなかった場合、そのリストを保健所に渡して、保健所の方でそのリストに基づき受講指導をされるということがあります。そういうことをやっていただいている県センターにおいては、受講率はやはり高いです。

○堀江生活衛生課長 今おっしゃっていただいたのは、大変貴重なお話のような気もして、ちょっと外していて、急に帰ってきてしゃべったら申しわけないのですけど。今のような御事例で、「これだけ違うんですよ」みたいな話があると、例えば県庁では衛生主管部局がこの研修を担当していますが、厚生労働省の方からもお願いしたりすることも可能だと思うので、そこはどういうところでやっているかみたいなのがあれば、受講率はおのずとわかると思いますので、まさに今、刷新会議から求められているデータに基づく根拠のある、エビデンスのある対応を今度図りますというふうなことが言える一つの大きなポイントかなと思います。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 前回ワーキンググループ説明いたしましたように、例えば全国指導センターが主催で、関係者による受講促進懇談会を開催しております。20年度、21年度に開催した県においては、そのほとんどの県で、見事に受講率がアップしたというデータが出ているわけです。今申し上げた県についても、大都市部を抱えていますが、受講率はかなり上の方にランクしています。行政がそういう指導をやっておられるところにおいては、それなりの効果が統計にも出ていると言えるかと思います。

○芳賀座長 ありがとうございます。

今回の報告書（案）にも出ておりましたし、先ほど青山構成員からも御指摘がありましたように、まずは、量的な統計をきちんと整備していくという必要が今後はあるであろうということと同時に、各都道府県センターで、現在いろいろな工夫をされて、講習内容、それから、講習の仕方をされていますので、そういう事例を全国センターに収集していただくこと。これは全国センターの人は相当大変なんだろうなと思いますけれども、どれぐらいのコストでそういうことができるのかとか、そういうことまでも考えて、御提案いただけたりすることもきっと大切なのかなというふうにちょっと思います。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） 先ほど、座長から御提案いただいている「4つのP」に基づいてやっていくということについてですが、この考え方は、基本的に儲けるための考え方なんですね。私どものところは、別に儲けなくてもいいが、赤字にはなりたくない。受講料問題にもね返ってくるわけですが、そのところをどの線でやるか。第7クールの場合は、少し赤字を出して繰越金で処理をしたと申し上げましたが、これから、ある程度の受講者数が確保できたときには、いろいろな御提案いただいた事項が実施可能となるということで、うまく回り始めると思うのです。そういう意味では、まずは行政の方で、制度官庁あるいは都道府県におかれで、十分な受講指導をやっていただきたいというのが私どもの願いであります。

○芳賀座長 そういったところは、全国センターにお願いするしかないのかなと思うのですけれども、各都道府県でも、優良事例といいますか、成功事例を収集して、それを各都道府県で共有していくのが、受講率アップに一番早くつながるのではないかなと思います。

それでは、お時間も余りなくなってきたので、3点目の方ですね。業務従事者についての問

題。先ほど、一度桑原さんからお話をございましたけれども、業務従事者5人に1人というのは、根拠がないのではないかとか、そういう問題を御指摘されていますけれども、これについて何か御意見がございましたら、御発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。

課長から御提案をいただいたのは、まず、5人に1人という問題もありますし、業務従事者の事業所での位置づけ、役割といった点ですね。位置づけ、役割ということは、例えばクリーニング師と業務従事者の関係とか、例えばの話ですけれども、クリーニング師がいれば、業務従事者の資格というか講習を受ける必要はないのではないかと、意見としては、例えばそういうことでよろしいですか。

○堀江生活衛生課長 今回、こういう提案もあるかなみたいなことで申し上げている中では、取次所は、今は誰もいなくていいというところにあって、クリーニング業の特性は、勿論、環境問題もあれば、機械の操作という問題もありますけれども、もう一つ大きな問題として、消費者の方にきちんととした説明とか、あるいは、相談とか、あるいは、事故の場合の処理とか、対応とかということもあるのだと思いまして。役割が見えてきて、もう一つは、取次所の方は今は何もなくていい、クリーニング所の方は、クリーニング師はいなければいけないし、業務従事者ということで5人に1人いなければいけないことを考えると、その制度のたてつけは、機械があるところにかかる問題なんですという定義だと思うのですけれども、そこが、今は取次所の方がどんどん多くなってきていますし、それから、随分新しい形の取次所、あるいは取次所と言えるのかどうかわからないみたいなところも少しあるのですけれども、そうした中で、期待される役割とかいうものも違ってくるのか。それは業務従事者にその任務を負わせるのではなくて、また、別のものにしたらいいのではないかという部分なのかもしれない、ちょっと悩んでいるのですけれども、そうしたところをあわせて考えていただいたらと思います。

○芳賀座長 研修制度の趣旨ということで、存続すべきだということの意見の方の論拠としては、この消費者保護という観点が欠かせないのですけれども、そういった観点から言っても、先ほど、桑原さんから御指摘があったように、実際にトラブルが取次所でかなり起こっていることから、こちらに何の資格もない人だけがいるという状況は見過ごせないのでないかという御指摘があつたかと思いますけれども、ほかに御意見はございませんでしょうか。

○加藤構成員 業務従事者と言いましても、いわゆる工場の作業員の従事者と取次店の窓口の従事者、これは全然違うと思うのですね。今トラブルが多いのは、取次店の窓口で多いですから、その辺をどういうふうに考えたらいいかなという、これは疑問ですけどね。

○芳賀座長 従事者の定義は、基本的には「衛生管理に責任を負う者」という形になっていたかと思いますけれども、それは工場と取次窓口（カウンター）とで、もう少し分けて考えるべきではないかと。

○加藤構成員 性格は全く違いますけれどもね。工場の方は、いわゆる労務といいますか、クリーニング業務を行う。取次店は、単なる受け渡しだけですから。受け渡しのクレームが多いものですから、その辺を重点的にやつたらどうかなと思います。

○海老原構成員 組合本部でも、トラブルがあるのは大体そういう取次店が多いのですよ。結局、

何かあると組合本部の方へ連絡がございますから、そうすると、取次店で出したとか、そういう問題が多いのです。確かに、加藤構成員が言うように多いですね。

○芳賀座長 そういう取次店の窓口で受け渡しを担当する方にとっては、今の従事者研修が求めているような内容は技術的な面とかで、特に必要はなかつたりもするわけですね。もっと違う面、接客とか、受け渡し商品の確認だとか、そういうことで、恐らく求められる作業の内容が異なっているということなので、この点に関しては見直しは必要であろうということでよろしいでしょうか。

○海老原構成員 はい、そうですね。

○青山構成員 従事者講習会の方でも、先ほどから問題になっている作業員の方は、クリーニング師でもってすべてカバーできていると思うんですね。そういう意味では、今お話をありましたように、そもそも研修会、講習会は、私どもの業界はクレームが多いというようなところからスタートしておる。そのクレームが多いのは、取次所が多いということになると、時代も変わってきたので、そういう従業員5名に1人というようなカウントは、だんだん今の時代に合わなくなってきたというようなことで、どちらかというと、これからは受付取次所単位に1名というようなことになってくる時代を迎えていっているのではないかなと思いますね。

○芳賀座長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、最後の論点といいますか、御提案ですけれども、結論について、改めて、これまでの議論を踏まえて、少し論点を絞る形で、パブリックコメントを広く募集したいという御提案ですけれども、これについては何か御意見・御質問等ございましたら、お願ひします。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） どういう資料でパブコメをやるかということだろうかと思うのですが、今日提案された新報告書素案は、内容的にはもう少し精査をされるのかなという気がいたしますが。その件で少しお話ししてよろしいでしょうか。

○芳賀座長 はい。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） この報告書素案の構成ですけれども、指摘事項と報告書（素案）という形で、よくとりまとめをしていただいたということではあるのですけれども、冒頭、課長がおっしゃったように、受講率が32%で制度として機能していないという指摘があって、ワーキンググループとしては、検討の結果、どう考えるかということを報告書の中できちっと書いていくことが必要だろうと思います。

そこで、報告書の柱立てについてですが、「はじめに」がますあり、これはいいと思います。あと、今ある柱立てを若干変更してもいいのではないか。「はじめに」の後に、2. として「クリーニング研修と事業についての基本的な方針」。これは内訳を3つぐらいで構成したらどうかと私は考えていて、1つはここに書いてある「クリーニング師等が果たすべき役割」。これはクリーニング師と従事者についてですね。2番目が「クリーニング師研修等事業の現状と課題」です。これもほとんど書いてあるのですけど、書いてないのは、受講率の推移とか、どれだけ受けているのかということで、報告書にはそういうようなのも少しあった方がいいのかなという気がします。課題の

関係では、3ページの事業の在り方の辺りを書いておけばいいのかなと思います。

基本的な方針の3番目では、「クリーニング師研修等事業についての在り方」ということで、存続の必要性をそれぞれの立場から分析して記述をしてはどうか。これは4ページに少し書いてあり、これを付け足せばいいのかなという気がいたします。構成の1点目が「はじめに」、2つ目が「研修事業等についての基本的な方針」です。

次に、3番目に、各論に当たる部分についてです。ここでは今「論点」と書いてあるけれども、報告書の中で論点というのは普通余り言わないのではないだろうか。検討会で検討をしたのだから、「改善の方向」とか、あるいは「事業推進のために講ずる措置」とか、そういった表現にしてはどうか。このところに各項目がありますが、「(1) 研修、講習科目について」、「(2) 研修、講習成果の確認」とありますけれども、とりあえず各項目を順番に、現状と課題がどうなっているか。例えば、「研修科目、時間については何々の指摘がある。」とか、「何々することが必要である。」とか、「何々が期待されている。」とか、そういう現状・課題を書いて、改善の方向として、「研修科目、時間については、何々の改善を図る。」とか、「何々のための検討を行う。」とか、「何々の取り組みを行う。」というパターンで、1つは現状と課題を、1つは改善の方向性というふうに2つに分けて、それぞれを記述していってはどうだろうか。

もう一点、気になるのは、こういう報告書の場合は、改善をどういうタイミングで実施するのか、すぐにやるのか、来年度やるのか、おおむね3年以内にやるのかというふうなことだろうと思うのですけれども、全項目にそれを書くのはなかなかきついとは思うのですけれども、そういうニュアンスが出るように記述するべきではないだろうかと考えます。

もう一点、最後に、これは絶対必要だと思うのは、「クリーニング研修等事業の推進・評価」についてです。推進というのは、こういう制度的な仕組みの中で、誰が何をどうやるか。行政の取り組みはどうするか。先ほど、統計整備の説明がありましたが、そういうことをやっていく。クリーニング師研修は3年を1クールでやっているわけで、3年ごとに事業評価をやるとか、そういう柱立てにしてはどうか。とにかく評価を一番最後に入れてはどうかというのが私の意見であります。  
○芳賀座長 ありがとうございました。

報告書の構成についての御意見ですね。非常に貴重な御意見だと思います。この研修事業全体の方針を明記すること。その中で、クリーニング師等に求められる役割、それから、現状と課題の分析、そして、論点についての最後のここは、ある種の結論というか、まとめ部分になるところは、むしろ改善案といった形で、具体的にどういう意見が出たのか、ワーキンググループのある種の結論ではないのかもしれませんけれども、ワーキンググループからの提案・提言に近い部分を、きちんとそういった形でまとめるべきではないか。それから、課題の対応策が提案として出てくるのですけれども、そういったもののスケジュールとまではいかないかもしれません、優先順位をどう考えていくのか。どういう手順で手をつけていくのかという、実際に動かしていくプロセス、道筋を明らかにすべきではないか。最後に評価。実際にこういう計画を立てて、こういう改善案をどのタイミングでどうやって評価していくのか。P D C Aが見えるような形でまとめてはいかがかという御提案だったと思います。

これに関して、事務局いかがでしょうか。

○堀江生活衛生課長 ありがとうございます。

会議をお願いしながら、予算の関係もあってばたばたして、大変申しわけございません。

今言つていただきましたこと、それから、さらに今、桑原さんにおっしゃつていただいたことに、今日、私途中で一部退席しておりますので、後から課長補佐から報告を受けますけれども、存続すべきか、廃止すべきかという辺りの議論を盛り込みたいと思います。

それから、先ほど、私戻ってきたときに、最後のところだけ参加させていただきましたけれども、受講率向上の話は、私が来たところは、ちょうど厚労省から都道府県を通じて、今、全国センターなどで持つていただいているようなデータなどを活用して、こういうこともやっていったらいいのではないかというようなことを言って。受講率向上は、厚生労働省、あるいは全国センター、クリーニングの連合会がそれぞれにやればいいというよりは、むしろ、これもやる、これもやる、これもやる、これでもってあわせてどういうふうにしていくのかという総合と言うと、何か総花的な感じもするのですけれども、そういうのを全部盛り込んでいくことによって、今、桑原さんにおっしゃつていただいたように、どれぐらいのめどで、どれだけ効果を上げていくのかという言い方をしていくのだろうと思いますので、実は、来週、検討会の本体があって、もともとの予定で言うと、このワーキンググループの報告を芳賀先生からしていただくことになっているのだと思いますが、それはそれとして、この報告書を芳賀座長に御了解をいただけるような形で、事務局も協力しながら作成して、芳賀先生が「これだったら説明しましょう」と言っていただけるようなものにして、それで、芳賀先生から途中の経過報告をしていただきます。盛り込める部分はその紙でしていただく。盛り込めていただけない部分は、「そのほか、こんなことも指摘されました」というようなことで、今おっしゃつていただいたようなことを口頭で少し追加していただきながらすると。そういうものでパブリックコメントをかけるというようにしてはどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○芳賀座長 よろしいのではないでしょうか。

○桑原研修部長（小宮山構成員代理） もう一つの視点が、この報告書案を見ていて、だれが何をするのかという主語がなくて記述されているのではないか。そういうふうに感じるところがないわけではありません。

全国指導センターは、研修の企画・運営をやっていくということであって、これだけいろいろな御意見をいただくと、それをどう整理するか。私どもが考えるのは、まず関係者の皆さんのが何を考えているかということで、それぞれの関係者の方からデータをいただく。データをいただく具体的な方法は、多分アンケートが一番手っ取り早くお金もかかるないと思うのですが、そういうニーズ把握をります。23年度の研修・講習事業に、その結果を少しでも反映させることができたらなると考えるわけです。そのためには、ある程度すごい早いタイミングで実施していかないといけないのでないだろうか。こういう提案をさせていただいて、企画・運営に当たって主催者として、御指摘の事項に対してできるだけ対応をしていきたいと考えております。

○堀江生活衛生課長 まさに実施団体としての高い意識を今御表明いただいて、芳賀座長に来週御

報告いただける経過で、全国センターの方の御協力を得ながら、私も、勿論クリーニングの連合会の方が一番のこの制度のユーザーとしていろいろ御意見があるかなとも思っておりましたけれども、その実施団体が一番問題点が整理されている部分もあるようですので、もしよろしければ、担当補佐にまた御相談させていただきますので、少し御助言いただいて、簡単に言いますと、手伝ってくださいということなんですねけれども。ちょっと案をつくって、出させていただいて、来週、芳賀先生がきっと途中経過報告をしていただけるようにしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀座長 よろしくお願ひいたします。

お時間も大分押してしまいましたけれども、大変多数の御意見をいただきまして、ありがとうございました。以上で、一応4つの論点につきまして、有意義な御意見をたくさんいただけたかと思います。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○奥田課長補佐 それでは、各構成員からいただいた御意見等につきましては、報告書（案）に反映させていただき、先ほどもお話ありましたとおり、幅広く国民から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施したいと考えております。このパブリックコメントでの意見等を踏まえて、本ワーキンググループで報告書（案）を議論し、とりまとめていただきたいと思います。

また、先ほどお話ありましたとおり、来週25日に開催します「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」で、途中経過を報告すると、そういう予定にしております。

次回の日程につきましては、既にお出しされた方もいらっしゃいますが、本日お配りしている日程表に記載の上、事務局まで提出していただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、決まり次第御連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○芳賀座長 ありがとうございました。

本日の議題は、以上ですけれども、その他、何かございませんでしょうか。

よろしくお詫びますか。

特にございませんようですので、これをもちまして、第3回クリーニング師研修等事業ワーキンググループを閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。